

平成28年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年6月24日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委員 外 松 和 子
同 委員 安 藏 誠 市
同 委員 長 島 良 介
同 委員 坂 口 節 子

議 題

1 練馬区教育委員会教育長職務代行者の指名について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

平成28年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
平成28年度春の運動会に関わるけがの状況等について

では案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は議題1件、陳情10件、教育長報告5件である。

1 練馬区教育委員会教育長職務代行者の指名について

教育長

初めに議題の1番、練馬区教育委員会教育長職務代行者の指名についてである。

この案件については、本年6月30日までが外松委員の教育長職務代理者としての任期となっているため、本年7月1日以降について教育長職務代理者の指名を行うものである。この案件について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

平成26年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項および「練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則」第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことと定められている。

したがって、教育長の職務を代理する者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、それらのとき以外については教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様の職務を行うことになっている。

また、代理する権限の範囲は、基本的に教育長の権限全般となるが、これは極めて広範囲にわたるため、難しい面がある。そこで、「練馬区委員会教育長の職務代理に関する規則」第3条の規定では、教育長の権限のうち、「教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること」以外は、教育振興部長等に委任できると定められている。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が、教育委員の皆様の中から指名することとされている。また、教育長の職務を代理する者は、その際、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任できると定められているが、それでもその権限はかなり重くなっている。このため、任期については特に定めがないが、私としては今回も、本年7月1日から来年6月30日までの1年間でお願いしたいと考えている。

それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項および「練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則」第2条の規定に基づいて、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたいと思う。

職務代理者については、安藏委員にお願いしたいと思うが、いかがか。

委員一同

はい。

教育長

では、安藏委員、挨拶をお願いします。

安藏委員

今、ご指名をいただいた。大変な重責だと思っている。教育委員に選任されてから古い順番かと思うが、この期間、教育長に何も無いことを願って、職務代理者ということで引き受ける。よろしくお願いします。

教育長

ありがとう。

続いて、委員の議席についてお諮りしたい。「練馬区教育委員会会議規則」第5条の規定では、委員の議席は合議によって定めるとある。現在の教育長職務代理者である外松委員の座席に、7月1日以降は安藏委員に座っていただく形で議席を定めさせていただきたい。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにお願いします。よろしくお願いします。
それでは、議題を終わる。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次に陳情だが、継続審議中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

平成28年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
平成28年度春の運動会に関わるけがの状況等について
平成27年度卒業式および平成28年度入学式の出席状況と対応について
民設子育てのひろば「あいあい南大泉」の移転および開室日の変更について
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
「居住実態が把握できない児童」に関する調査について
その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は5件報告する。
報告の1番について、事務局から願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、今定例会の一般質問で各議員からいただいた質問の要旨と答弁の要旨を、今、資料としてお配りした。説明についてご意見、ご質問があればいただきたい。いかがか。

外松委員、どうぞ。

外松委員

1ページ目の教育についてだが、特に5番目と6番目の質問で教員の資質が取り上げられている。どのように学校の教員を育てていくかが会議で話題になったようである。このことに関しては、今までもたびたび長島委員が、民間の総合力を使って教員の資質を高めることが可能なのではないか、そのようなことも研修の中に入れるべきではないかという意見を提案した。そのようなことと、今回いろいろと共通するのではないかと

感じている。

いろいろな意味で、教育分野の方だけでなく、別の視野からもいろいろな研修を受けていただき、資質が高まるようになればよいと感じた。

教育長

ありがとう。
ほかに、いかがか。
長島委員、どうぞ。

長島委員

私も、あえて1点申し上げる。やはり先生の側のいろいろな問題もあるし、また、子供たちの成長は先生によるものがかなり大きいと思うので、ここはぜひ、具体的に、早急に進めていただきたいと感じた。

教育長

教員の資質・能力の向上という観点は、皆様方に協力いただいた練馬区教育・子育て大綱にもはっきりと重点施策2としてうたわれている。
事務局から何かコメントはあるか。
教育指導課長、どうぞ。

教育指導課長

教員に求められる資質・能力という話だが、一番の根底は、まず服務規律の厳守だと考える。それが最低限であり、それにプラスして、指導力や児童・生徒理解能力が求められる。

服務規律については、今年度になって練馬区立学校の教員の問題行動があり、委員の方々にも心配をおかけしている。繰り返し、規律の遵守を、学校に対しては口が酸っぱくなるほど指導をしている。

さらに、研修の面では、民間の知見を生かしたという意見も前回いただいた。教員の世界だけだとやはり見えにくく、また、育ちにくい力もあるので積極的に民間のノウハウや知見を取り入れた研修を構成していきたいと考えている。

教育長

ほかに、いかがか。

長島委員

今の話の中で規律についてあったが、規律を守るようにすることも大事だと思う。しかしそれ以前に、規律をなぜ守らなければいけないかということである。規律を守るためにあるのではなく、それを守ることによって統制が図れるし、組織が円滑に子供たちの成長に寄与できる形をとることが目的で規律があるので、規律を守ることばかりに集中しても、どこか漏れていたりすると、規律を守らない人が出てきたりすると思う。並

行して広い観点から、深いところで規律を守らなければいけないと思ってもらえるような指導を行い、情報を先生方が得られるようにしていただければと思う。

教育長

ありがとう。
外松委員、どうぞ。

外松委員

今の長島委員の意見は、大切な部分だと思う。どうしても、規律を守らなければいけないということを挙げがちだが、根源に立ち返って、何のためにそれがあるのかということだと思う。そこがすつんと胸に落ちて入ることが前提で、その上に細かいことのいろいろな規律があるのではないかと思うので、とても大切な部分の話だと思う。

教育長

ありがとう。
ほかの分野でも結構だが、ご意見やご質問はないか。
外松委員、どうぞ。

外松委員

2ページの下のところの、適正配置についてである。
練馬区では、何年前に光が丘の8つの小学校が4つに新統合され現在に至っている。統合が各方面の多くの方々の尽力で行われたことで、現在のような教育効果も発揮され、そして活気のある教育活動という今に至っていると思う。練馬区の場合にはこれからも小規模校がどうしても出てくるし、ここで議論されているように取り組んでいかなければならない課題だと思う。
前回の適正配置のときよりも、さらに考慮しなければならないことがさまざま出てきていると思う。小中一貫教育校のこともあり、大変だと思うが、教育委員会としては取り組んでいかなければならない課題なのだと認識している。

教育施策課長

適正配置は取り組まなければいけない重要な課題だと認識している。先日も報告をさせていただいたが、今年度、検討委員会を立ち上げて、新しい方針の作成に向けて、今、会議を進めているところである。

外松委員

よろしく願います。

教育長

大変大事な課題でもあるし、大変難しい課題でもある。今、教育施策課長から話があったように、検討委員会を立ち上げて鋭意検討している最中なので、また、教育委員会

にも報告をさせていただきたいと思う。

ほかに、いかがか。

坂口委員。

坂口委員

2ページの上段で、小中一貫教育校の2校目の設置については、基本方針や場所など、どの小学校とどの中学校ということも決まっているのか。検討中ということか。

教育施策課長

今現在検討中であり、来年度に新たに2校目の学校についての方針をつくる予定である。区内に幾つか小中学校があり、どこの学校でこういった形でできるのか、学校の配置などにもよるので、検討を進めているところである。

坂口委員

では、まだ具体的に校名を発表する段階ではないということか。

わかった。

教育長

今の段階ではまだということである。

ほかに、いかがか。よろしいか。

外松委員。

外松委員

5ページの、性的マイノリティについてだが、練馬区では性的マイノリティの児童・生徒が在籍していることを現在把握し、その対応も行われていると受けとめてよろしいか。

教育指導課長

以前の調査は性同一性障害に関わる調査であったが、練馬区ではそういった児童・生徒はいないという結果である。今回の質問は性的マイノリティということで、性同一性障害以外についての子供に対する指導の充実をという質問だった。教育委員会としては人権教育の一環として捉えている。個に応じた指導の充実として今後も考えていく。

外松委員

ありがとう。

教育長

坂口委員、どうぞ。

坂口委員

6ページの、図書館の活用について。図書館が民間委託になってから、地域に向けていろいろなことを発信し、企画を立てていることはよく見ている。図書館を利用する方はどちらかというと高齢者が多いため、インターネットやITが中心の広報では図書館のせつかくのよい企画がなかなか区民に行き渡らない。区報の中にも図書館コーナーはない。だから、どのようにしたらせつかくのすてきな企画が伝わっていくのか疑問を持っている。ちょっとした通信が図書館には置いてあったり、何人かのところには郵送されてくるが、少しもったいないと思う。(2)の貸出ロッカーなどは、利用者が必要としているから検討としてあるが、実現していただきたい。

光が丘図書館長

区報は限られたスペースのものであるから、なかなか記事がとれない状況である。図書館のホームページ、あるいは区のホームページで見られるようにしているところだ。ぜひそれらを見ていただいて、図書館に足を向けていただければ、そこにさまざまなチラシや案内があるので、ぜひ図書館に多くの方に来ていただきたい。また、引き続き広報に努めていきたい。新たな貸出ロッカー等の仕組みについても、導入することによって大きな利便性が図れると思うので、成功事例等を参考にしながら、引き続き研究していきたい。

教育長

よろしいか。
では、外松委員。

外松委員

8ページから9ページにかけての保育の委託化・民営化のことである。区立保育園が委託になるときに、今までそこで働いていた保育士について伺いたい。区立保育園から委託になったときに、働いている方の待遇や立場はどのようになるのか。

保育計画調整課長

一般質問の中で、保育園の委託化・民営化についても幾つか質問をいただいた。全体の状況としては、委託については区立60園のうち20園が終わり、計画としてはひとまず完了した。今後、委託化について区としてどう進めていくのかについては、区政改革計画を踏まえながら進めていくと答えている。

質問の職員のことだが、委託を進めるに当たっては、当然、運営業務委託という話なので、それまで区の直営として働いていたところが委託に変わること、直営の職員は働く場所がなくなってしまう。ほかの直営の保育園や、もしくは区役所10階の保育課を含めた子育て関係の部署で働いていただく。職員配置に限っては保育課を中心に調整を図っていく。

また、委託をするに当たって職員はどうしても変えなければいけないということがつきまとう。やはりそこは円滑に進めなければいけない。保護者の心配も払拭し、理解を得るために、事前に説明を丁寧に行いながら、本格的に委託が始まる前に1年間の準備

委託という形で委託の期間を長く設けて、円滑にいくように努めていく。

こども家庭部長

若干補足させていただく。保育園の正規職員については、近年、短大卒の福祉職という位置づけで採用されている。保育士の資格を持っているということが採用の条件になる場合もあるが、保育園で勤務をするだけでなく、福祉部やこども家庭部のような福祉関係のところでも活躍をしていただく形で、今、採用をしているところである。

外松委員

ありがとう。そういった意味では心配が減った。

教育長

ほかに、いかがか。

外松委員

感想になるが、待機児童についていろいろ出ている。働く母親が増えて、子供を預けたい、しかも1歳児がとて多いという練馬区の現状が、この話し合いの様子からも浮かび上がってきている。

ただ、教育長や区長も答えているが、人口の多い23区や都市部に対して、国の基準が今まで合っていなかった。民間保育所だけがカウントされて、それ以外のところでは全て待機児童と考えられている。マスコミも、待機、待機とずっと報道し続けている。実際は多様なニーズに応じた預けるところがあるが、それも全て待機とされている今までの流れがあった。ようやく新しい東京都の実態に国も追いついてきて、そのような基準になってきたのだなということ、たくさんの質問の中から感じた。練馬区も、働く母親たちとその家庭を応援しようということで、待機児童ゼロに向けて今頑張っていたい。今後もよろしく願いたい。

保育計画調整課長

待機児童の関係のことなので、一言申し上げる。

今回、一般質問でも、また5月19日に区長からも、練馬区の待機児童数の話を踏まえた待機児童対策ということで、ゼロ作戦の展開の話をさせていただいた。質問も大分多く取り上げられたと思っている。総じて待機児童に対する捉え方、考え方、それを踏まえた解消の仕方が改めて問われた。今、外松委員からあったように、都市のさまざまな需要に応える形で進めたとき、民間保育所だけではなく、小規模保育所や、もしくは一定の基準を満たした認証保育所のようなものもきちんと認めて、それも含めた形で待機児童を解消していくという考え方が、やはり必要である。

あわせて、区長が申し上げているが、この待機児童の問題自体が、育児休業の話であったり、あるいは児童手当の話であったりと、国が率先して取り組むべき課題だということも答えさせていただいている。

昨年から新基準を採用させていただいている。新基準のほうが、今言った認可外の保

育施設に対しての考え方や、あるいは育児休業に対する考え方を踏まえた形になっている。その上で、待機児童ゼロ作戦として1歳児になるべく枠を設けなければいけないということで、施設整備だけではなく既存施設の活用や、1歳児、2歳児、2年保育を含めて、来年4月の解消に向けて頑張っていきたい。

ちなみに、23区の待機児童数が出そろったので、今、申し上げる。待機児童数の話だけでいくと、練馬区は少ないほうから数えて23区中10番目になる。ただ、今話にあったように区によって人口が違うので、待機児童数を、いわゆるその区の児童人口で割り返すと、だいたいの実態をあらわす。

そのような考え方では、練馬区は少ない方から数えて4番目となる。練馬区としてはこれまでも頑張ってきたし、引き続き待機児童ゼロ作戦ということで頑張っていく所存である。

外松委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。それでは、この案件、番は終わらせていただく。
次に、報告 についてお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

運動会のけがの状況を報告いただいた。これについて、何かご質問、ご意見はあるか。

安藏委員

タワーで4段からということなのだが、その高さはどれぐらいか。

教育指導課長

4段タワーはさまざまなつくり方があるが、ここでいう4段は、四つんばいが一番土台になっている。その上に手を置くという形なので、高さとしては、五、六メートル程度になるかと思う。

教育長

ほかにいかがか。

長島委員

もちろん理解いただいていると思うが、スポーツなので、必ずけがは起こってしまうものだと思う。もちろん防ぐことは、事前の練習だったり、子供たちの意識で大分変わってくると思う。子供たちにとっては非常に思い出に残る、友達とのコミュニケーション

ンである。多少難易度があるからこそ盛り上がる部分があると思うので、安易にやめたりという選択肢を選ばずに、どうしたら事故を未然に防げるか、事前の練習について検討する方向で考えていただきたい。

外松委員

今の長島委員の発言のとおりだと私も思う。今回の春の運動会のことで未然防止に向けた具体策の(1)の話があった。小学校と中学校の校長先生がいろいろな事故の結果、原因や注意すべき点について、細かくわかると思うので、秋に実施する学校の参考になると思う。よろしく願います。

安藏委員

私の考え方は少し違うが、やはり高いところから落ちるといことは、けがの度合いが大きい可能性が非常に高いと思う。今までの事故の中で分析すると、ある程度制限は必要なのかとも思う。体育指導にかかわっている先生方の中で、その辺を検討していただいて、ある程度規制をかけたほうがよいとは私は思っている。

教育長

ありがとう。

外松委員

多分学校によっていろいろとプランを立てるのだろうが、子供たちの実態がわかった時点で、この技は無理だなと思ったらその技は取り下げて、別の技に変えていく勇氣や、判断をすることはとても大事なことだと思う。初めにこのプランありきではないと思う。

教育長

4月か3月に、組体操の問題が報道機関からも相当取り上げられて、教育委員会としてどうするかを随分と議論した。その結果として、各学校に教育委員会として指導しようとしたものがあつたはずである。教育委員会として各学校に、運動会が始まる前にどのような通知を出したのか、どのような内容だったのか、その通知を受けて、各学校はどのような対応をとったのか、わかる範囲で教えてもらえるか。

教育指導課長

組体操の実施に関する方針については、4月12日の校長会で各学校に示した。その中では、実施する際の狙いを明確にする、指導計画をきちんと作成する、そして、全教職員で組体操に関する内容や指導の方針等についての共通理解を図ることを示している。

それから、技の選択、指導計画の作成については、児童・生徒の体力の状況をきちんと把握して無理をさせない、安全第一で取り組むこと、危険な技、1人の児童・生徒に多大な負荷がかかる技等は実施をしないことを明示してある。

また、万が一練習中に児童・生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかに指導の改善を図るということも示している。

これを受けて、各小中学校では、小学校で言えば、組体操を実施している学校が春は21校あったが、21校全てが昨年度からの技の見直し等を行っている。例えば、技の変更であったり、技の難易度や高さを変更したりと、難易度を下げて実施した。

中学校で言えば、昨年度と比べて変更した学校が6校である。こちらもこの方針を受けて、学校としては取り組んだ結果である。

しかしながら、事故や、けがが報告のとおり起こってしまっている。先ほど報告したタワーでの事故が起こった学校は、それ以降、その技は実施をしないと決めて、運動会当日もタワーを実施していない。そういった形で、けがを受けて臨機応変に対応しているところだが、やはり未然に事故の発生を防げなかったので、秋の運動会に向けては、教育委員会と校長会が一体となって取り組んでいく。

教育長

先ほど長島委員がおっしゃってくださったが、体育の授業に限らず、部活もそうだが、必ずけがはついて回るものである。だから、けがが心配だからといって、ではやめるのかという短絡的な判断に立つのは、教育委員会としてもいかがなものかと私自身は思っている。ただ、やはりけがが現実にある以上、子供たちの安全を守るということは、これは我々の責務であるから、しっかりとけががないような対策をさらに強化していきたいと思っているので、よろしく願います。

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次に、報告の3番をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

外松委員、いかがか。

外松委員

私の質問から、このように丁寧に報告いただき感謝している。改めて1番の表を見ると、やはり中学校は不登校の生徒が多いと感じた。しかし、小学校で不登校だった29人で、卒業式を欠席していた子供が、中学校では欠席が少なくなっているので、教育指導課長の報告のように、心機一転新しい生活を始めようと子供が思っていることが数字からもしっかりと伝わっている。

各学校が当日卒業式に参加できなかった子供に対して、子供にとっては一生に一度のことなので、一人一人に丁寧に対応していることをうれしく思う。不登校の児童生徒に対して、教育委員会としてもいろいろな角度から対応していかななくてはならないと改めて思った。

余談になるが、夏休みが近づいているが小学校の卒業式を欠席したり、やや不登校傾向にあった子供が中学校では何とか出席はできているのだろうか。その辺はいかがか。

教育長

なかなか難しいところである。

副参事

現在、平成27年度の不登校の状況について、調査を集約しているところである。

さらに、平成28年度の状況については、この6月末でまた1回調査を終える予定なので、追って子供たちの状況を確認していきたいと思っている。

外松委員

よろしく願います。

坂口委員

この表で中学校の卒業式を欠席した113人のうち不登校傾向の子供の人数が100人との報告だったが、この子供たちの卒業後の進路はどうなっているのか。先ほどの議員の質問の中にあるニートの若者たちの相談窓口の相談がたくさん件数があるということにもつながっていくのかと思った。

教育長

何かあるか。どうぞ。

教育指導課長

中3の卒業時に不登校の状態だった子供の進路については、学校は頭を悩ませるところである。ただ、さまざまな高校が現在はある。サポート校であったり、定時制、通信制といったところがあるので、進学を希望するほとんどの子供は高校で学ぶ機会を得ているというのが現状である。

坂口委員

ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次に移る。報告の4番をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

いかがか。ご質問、ご意見はないか。

外松委員

移転場所が南大泉図書館・青少年館のすぐ近くで、いろいろな意味で、この「あいあい南大泉」からそのまま図書館に足を運ぶことも起きるのかなと期待しつつ、よいことではないかと思う。利用できる部屋の開催日も要望があった日に変更されるということで、よい方向に行くと思っている。

練馬子ども家庭支援センター所長

事業主は、南大泉図書館・青少年館との協働で何かできないか今後考えていくと言っている。私どもとしても助言していきたいと思う。

教育長

土曜日は利用が少ないということで、開室日を土曜日をやめて月曜日にした。それでもやはり土曜日の利用者はいたと思うのだが、土曜日に利用している方にはしっかりと説明はしたのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

利用者の方には、それぞれ新しい場所についての案内文を渡して説明を個々にしている。これまでの登録の方についても連絡をすると聞いている。

教育長

ほかによろしいか。
それでは、その他の報告、お願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

よろしいか。
それでは、その他の報告をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

「居住実態が把握できない児童」に関する調査について、平成26年度から厚生労働省より依頼があって、毎年6月1日時点での居住実態が把握できない児童について、調査を行っているものである。

今年度の6月1日時点で居住実態が不明であった者は15名であった。15名の内訳は、乳幼児11名、学齢期4名であった。この子供たちについては、両親のいずれかが外国人であるか、または、共働き等で乳児健診に行っていない、その後、現認が確認できない子供を6月1日時点でまとめたものである。その後もそれぞれの子供については、所在を確認すべく調査を続けているところである。

こども家庭部長

ただいまの15人の居どころがわからない子供の話であるが、住民票はあるのだが、実際にそこに行くと言っていないという子供が現在15名いるということである。小学校に上がる年齢になると、住民票に基づいて学齢簿というものをつくって、小学校に入学しなくてはならないのだが、未入学の子供たちが15名中4名いたということである。

実際に子供が存在しないということではなくて、外国籍の保護者の方と一緒に住民票をそのままにして帰国してしまったとか、あるいは、日本の方でも、住民票を、いろんな事情があるかもしれないが、異動させないで別のところに引っ越ししてしまったということがほとんどのケースである。

重大事にならないようにするために、おととしから厚生労働省が6月1日にひとまず全国の自治体に調査をし、それを毎月報告して、それで、半年たってから最終的なその年の報告をするというやり方をとっている。幸いにして、去年とおとしについては、結果的には、全員どこかにいることが判明してゼロとなっている。

いずれにしても、さまざまな児童虐待のケース等があるので、それに備えるため住民票から探っているという状況である。足しげく現地を確認したり、東京入国管理局に照会をかけた、戸籍住民課から住民票等の異動があったときには連絡を受けたりと、一人一人、1つずつ消していくという取組である。

教育長

この件はよろしいか。では、委員の皆様から何かあるか。

私から1点だけ。着服の事件があったということは話したが、先般、臨時の教育委員会で当該非常勤職員の退職の決定を各教育委員からいただいた。この件については、現在、教育委員会事務局において、調査委員会の設置に向けて、準備を進めているところである。調査委員会の審議内容や今後の再発防止に向けた対策方針については、改めて教育委員会にお諮りをしたいと思っている。よろしく願います。

それでは、以上で第12回教育委員会定例会を終了させていただく。